

議会基本条例策定特別委員会（第6・7・12回・第14回検討事項）会派検討内容

検討事項	第6回検討事項		第7回検討事項		第12回検討事項		第14回検討事項					
	議会モニターの実施		政策討論会の実施		議員定数決定の手続き		市民福祉向上を目指した活動		議会活動に関する説明		災害時における議員の活動	
「考え方」 前回提示内容	(修正案) 議会は、必要に応じて、議会の運営等に関する意見を聴取できる体制を整えるとともに、モニターとの意見交換を通して、議会活動及び委員会活動並びに議員活動に市民の意思を反映させるため、議会モニター制度を設けることができる。		議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催するものとする。		①議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、市民や学識経験を有する者からの客観的な意見を参考にするものとする。 ②議員定数の基準は、人口、面積、財政状況及び市の事業課題並びに類似市の議員定数と比較検討し、決定するものとする。 ③議員定数を定めた条例の改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、議員又は委員会が提出するものとする。 ④議員の定数は、福島市議会議員定数条例で定めるものとする。		議員は、議会の構成員として、特定の地域又は個人若しくは団体の意向に拘わらず、積極的な調査研究活動を通じて、市民の福祉の向上を目指して活動するものとする。		議員は、自らの議会活動について、市民への説明責任を果たすものとする。		(当初案) ①議員は、災害等が発生することが予想される場合は、地域での防災活動に努めるものとする。 ②議員は、災害等が発生した場合は、地域での被災活動に努めるものとする。 ③議員は、災害等に関して得られた情報に基づき、市民への情報提供を積極的かつ適切に行うものとする。 (修正案) 議員は、議会の災害対応の方針に基づき、必要な役割を果たすものとする。	
区分	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等
真政会	×	(前回の意見) ・現時点においては、今後の検討課題とする。 (今回の意見) ・今後の検討課題とする。	○	(前回の意見) ・判断できず。 ・自由討議との兼ね合いから、先進事例を調査するなど、今後の検討課題とする。 (今回の意見) ・重要な案件を明確にする必要がある	○	(前回の意見) ・①は「客観的な意見を参考にすることができる。」とした。 (今回の意見) ・「市民や学識経験を有する者からの客観的な意見を参考にすることとする。」で了解する。	○	(前回の意見) ・考え方として、「議員は、議会の構成員として、市政全体を見据え、積極的な調査研究活動を通じて、市民福祉の向上を目指して活動するものとする。」としたい。 (今回の意見) ・前回と同様。	○	(前回の意見) ・考え方として、「議員は、自らの議会活動について、積極的に情報提供を行うものとする。」としたい。 (今回の意見) ・前回と同様。	○	(前回の意見) ・考え方として、「議員は災害時における議会の活動に則り活動するものとする。」としたい。 (今回の意見) 修正案で了解。
みらい福島	○	(前回の意見) - (今回の意見) -	○	(前回の意見) - (今回の意見) -	○	(前回の意見) - (今回の意見) -	○	(前回の意見) - (今回の意見) -	○	(前回の意見) - (今回の意見) -	○	(前回の意見) - (今回の意見) ・修正案で了解
市民21	×	(前回の意見) ・参考人や公聴会を活用することで市民の意思は反映できると認識する。多様な課題について広く意見を聴取するにあたり、モニターのように特定の者に固定するのは趣旨に添わないと考える。 (今回の意見) ・前回と同様。	○	(前回の意見) ・闇雲にならない意味で、重要な政策及び課題に特化すべき。今後「重要な」案件について検討が必要。 (今回の意見) -	○	(前回の意見) - (今回の意見) -	○	(前回の意見) - (今回の意見) ・真政会修正案でも了解	○	(前回の意見) - (今回の意見) -	○	《前回の意見》 ・①②「地域での」について、活動が地域限定と読み取れるため「必要な」等の表現が妥当と考える。 ・現在の「福島市議会災害対策連絡会議設置要綱は東日本大震災に特化しているため、今後、議会側活動や現設置要綱等も包含し、災害対応指針的な規則について検討が必要。 (今回の意見) ・修正案で了解 ・政治倫理の項目と同様に「議会の災害対応方針は別途定めるものとする」の追記を提案
公明党	○	(前回の意見) ・必要な項目ではあるが現時点では検討したい。 (今回の意見) -	○	(前回の意見) ・現時点では、合意形成(資料5)⇒立案・提言(資料6)⇒条例提案(資料7)の中に含まれるようにも思われるが、専門的知見を活用し再度、討論する場と考えれば、必要と思われる。 (今回の意見) -	○	(前回の意見) - (今回の意見) -	○	(前回の意見) - (今回の意見) ・真政会修正案でも了解	○	(前回の意見) - (今回の意見) -	○	(前回の意見) - (今回の意見) ・別途指針等明文化するのであれば修正案で可
日本共産党	○	(前回の意見) ・修正案で異議なし (今回の意見) -	○	(前回の意見) - (今回の意見) -	○	(前回の意見) - (今回の意見) -	○	(前回の意見) - (今回の意見) -	○	(前回の意見) - (今回の意見) -	○	(前回の意見) - (今回の意見) ・修正案で了解 ・詳細については「行動マニュアル」等で定める
社民党・護憲連合	○	(前回の意見) ・盛り込む場合の条件は、北名古屋市の市議会モニターの内容と同様にすることを提案する。(※市議会は、市民の意見を広く聴取し、市議会活動及び委員会活動並びに議員活動に反映させるため、市議会モニター制度を設けることができる。) (今回の意見) -	○	(前回の意見) - (今回の意見) -	○	(前回の意見) ・原案の考え方で盛り込む。 (今回の意見) -	○	(前回の意見) - (今回の意見) -	○	(前回の意見) - (今回の意見) -	○	(前回の意見) - (今回の意見) ・災害時における議会の活動においては、議会及び議長は、①危機管理体制の整備に努める。 ②対応策を協議又は調整するための会議等を開催する。③市長等に対する情報提供及び提言等を行うとともに関係機関等に対する要請を行う。 ④市民への情報提供を積極的かつ適切に行う。と具体的に示されていることを勘案すれば原案のままが妥当

※注) 【条例案掲載】欄 ○：盛り込むべき、×：盛り込まない